

税務相談室

医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 内科を開業していますが、先日甲運送の大型トラックが運転を誤って診療所に突入し、医療機器や医薬品などが破壊され、診療に当たっていた私と患者の1人がそれぞれ足の骨を折って入院しました。

このため、甲運送から次のような損害賠償金を受け取りました。この場合、所得税の課税関係はどうなりますか。

- (1)診療所、医療機器など事業用固定資産の損害に対する賠償金…500万円
- (2)医薬品の損害に対する賠償金…8万円
- (3)私の負傷について受けた治療費…30万円
- (4)負傷した患者に私が支払った見舞金の補償金…10万円
- (5)私の入院で休診した期間の休業補償金…200万円

2. 医院を開業するため、医院用建物の建築を今年6月完成引渡しの条件で建築業者に請負わせましたが、工事の完成が遅れて、引渡しを受けたのは9月の中旬になってしまいました。当方としても開業の予定がくるってしまったので、遅延期間の収入を補償するという意味で建築業者より損害賠償金を受け取りました。この賠償金は申告する必要があるのでしょうか。

3. 診療所を新築して6ヵ月を過ぎた頃、雨もりがするので専門家に依頼して調べてみたところ、屋根を工事し直す必要があり、その費用は約200万円かかることがわかりました。そこで、診療所を建てた業者に強く申し入れたところ、いわゆる手抜き工事であることを認めて、修繕費相当額の200万円の補償をしてくれることになりました。この補償金は、どのように取り扱われますか。

回答

1. 心身に加えられた損害に基因して受けるものまたは資産の損害に基因して受けるもの等の区分に応じ、取り扱いが違います。

ご質問の場合には、それぞれ次のように取り扱われることになります。

- (1)診療所、医療機器など事業用固定資産の損害について受けた500万円…非課税
- (2)医薬品の損害について受けた8万円…自由診療収入として事業所得の収入金額に算入
- (3)治療費として受けた30万円…非課税
- (4)患者に対する見舞金について受けた10万円…雑収入として事業所得の収入金額に算入
- (5)休業補償として受けた200万円…非課税

2. 事業所得の収入金額に算入する。

いわゆる損害賠償金には、①身体または心身に加えられた損害について支払を受けるものおよびその損害に基因して受ける給与または収益の補償に当たるもの、②資産に加えられた損害を補てんするもの、③失った収益を補てんするもの、④支払った費用を補てんするものなどがあります。このうち、①および②に該当するものは課税の対象にはなりません。③に該当するものおよび④に該当するものでその支払った費用が必要経費に算入されるものである場合のその費用を補てんするものについては、事業所得の収入金額として取り扱われることとなります。

ところで、ご質問の損害賠償金は、建築業者の都合で事業用の建物の引渡しが遅延し、そのために当初予定した開院も遅れたので、それによって失われた収益を補償する意味をもつものであることから、これは上記の③に該当する損害賠償金ということになり、したがって事業所得の収入金額に算入することになります。

3. 建物の取得価額より控除する。

建物の建築に関して受ける損害賠償金には、その受ける原因により、①その建物に欠陥があったためその欠陥を補償する性質をもつもの、②工事の完成が遅れたことに基因するいわゆる逸失利益を補償するものがあります。このうち、②に該当するものについては、質問2で説明しましたように、事業の収入金額に算入されますが、①の場合は、引渡しを受けた建物それ自体に欠陥があるため、その建物の価値は建築業者に支払った金額相当額を反映せず、結果として過大な対価でその建物を取得したことになりますので、①に該当するものはいわばその過大部分を取り戻したものともいえますから、建物の取得価額を減額するのが妥当な処理であると考えられます。

なお、その建物の減価償却費については、業者に当初支払った金額から補償として支払を受けた損害賠償金相当額を差し引いた額を取得価額として計算し直すこととなります。ただし、屋根を工事し直し、その費用として200万円を支払った場合には、その金額は資本的支出に該当すると考えられますから、工事が完了したときから、その金額を基礎として一般の例に準じて減価償却費の計算をすることができます。